

## 岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学農学部規程（平成16年岡山大学農学部規程第1号）第7条第2項の規定に基づき、岡山大学農学部附属山陽圏フィールド科学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学生の実習教育及びフィールド科学に関する教育研究並びに社会連携を行うことを目的とする。

(部)

第3条 センターに学生の実習教育、フィールド科学実践等を円滑に行うため、次の部を置く。

- 一 教育研究部
- 二 技術部

(附帯施設)

第4条 教育研究部に実習教育を行うため、次の施設を置く。

- 一 岡山農場
- 二 八浜農場
- 三 津高牧場

(職員)

第5条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 センター主事
- 三 センターの専任教員
- 四 技術職員

2 前項に掲げる職員のほか、センターに併任教員を置く。

(センター長)

第6条 センター長は、センターに関する事項を掌理する。

- 2 センター長は、農学部勤務する教授のうちから、教授会の議を経て学長が命ずる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 4 センター長の選考に関する事項は、別に定める。

(センター主事)

第7条 センター主事は、センターの運営に関する事項についてセンター長を補佐する。

- 2 センター主事は、センター専任教員のうちから、農学部運営会議の議を経て農学部長が命ずる。
- 3 センター主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(併任教員)

第8条 併任教員は、専門知識と技術をもって、センターの専任教員を補佐する。

- 2 併任教員は、農学部勤務する教員のうちから、複数置く。

(運営会議)

第9条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、農学部附属山陽圏フィールド科学センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関する事項は、別に定める。

（共同利用委員会）

第10条 センターに、センターの共同利用に関する重要事項を審議するため、農学部附属山陽圏フィールド科学センター共同利用委員会（以下「共同利用委員会」という。）を置く。

2 共同利用委員会に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際、現にセンター長の職にある者の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

1 この内規は、平成16年10月1日から施行する。

2 この内規施行の際、現にセンター長の職にある者の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。